



税理士法人優和 埼玉本部

飯野事務所通信

埼玉県蓮田市関山1-1-17
TEL 048-769-5501
FAX 048-769-5510
E-mail saitama@yu-wa.jp
URL <http://www.yu-wa.jp>

2013年
新春号

「VW」と「MPA」をもって、真似る

飯野 浩一



新年明けましておめでとうございます。旧年中は、たいへんお世話になりました。本年もご期待に添えるよう、職員一丸となって努めてまいりますので、よろしく願い致します。

昨年ノーベル賞を受賞された山中教授が、自らの成果の要因の一つとして、恩師から聞いた「V（ビジョン）W（懸命な仕事）」という言葉を中心にとどめ常に心がけてきたことを挙げられていました。はるか遠くの世界のようですが、私の日常にもそのまま当てはめることができる言葉です。単純で普遍的で素晴らしいですね。

知人の同業者が、冊子で新年の抱負を「M（ミッション・使命）P（パッション・情熱）A（アクション・行動）」と述べていました。こちらは、さらに人間としての感情や感覚を加えたもので、語呂合わせも効いていて、素晴らしいです。

先日訪問したお客様の社長が、社内の改善活動について「とりあえず物真似でもいいからやってみるという姿勢で実行しています。」とおっしゃっていました。「真似る」という言葉、これも素晴らしいです。

出会う方々や周りの方々の素晴らしい思考や行動、習慣を観察して真似をする。一方、自分の悪い思考や行動、習慣を捨てる。それによって仕事の成果（お客様へ貢献）を出す。ということで、「VW」と「MPA」をもって、「真似る」を新年の抱負と致します。（このように書くとギャル語のようであります。）

（平成25年1月18日、日本経済新聞）

正念場の中小企業、取引先も国も頼れず、危機の荒波「自立」促す
「従業員4人以上300人未満の中小製造業の事業所数は約22万社（2010年）と10年間で35%減ったが、300人以上の事業所は5%減にとどまる。3月末に中小企業金融円滑化法が期限切れになるが、2009年12月の施行後、30万～40万社（製造業に限らない）が利用したとみられる。」

自己変革、第2の創業、「自分の城は自分で守る」覚悟をもってまいりましょう。精一杯のお手伝いをさせていただきます。

確定申告に関するお問い合わせは、048-769-5501へお気軽にお電話を！

この号の内容

- 1 「VW」と「MPA」をもって、真似る
- 2 一次相続と二次相続
- 3 FX(外国為替証拠金取引)の課税方式
- 4 平成25年度税務年間カレンダー



一次相続と二次相続

レアメタル

自民党政権が発足して、最近では富裕層への課税強化が取り沙汰されることが多くなりました。そうした中、相続税法改正の動向にも注目が集まっています。

ご存知の通り、相続税は一定額以上の財産を有している人が亡くなる（亡くなった人のことを「被相続人」と呼びます）と、その財産を相続した人（相続人）に課税されます。タイトルにある一次相続とは、夫婦の一方が無くなることによって生じた相続のことを言い、二次相続とは残された夫婦のもう一方が亡くなった時に生じる相続のことを言う一般的なには解されます。

次に挙げる二つの特例はこれまでも相続税の大幅な軽減が図れることから相続税の申告にあたってよく利用されていた特例です。

[1] 配偶者の税額の軽減

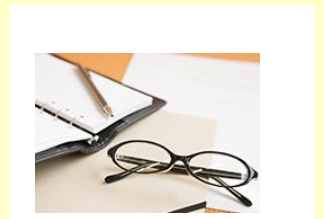
被相続人の配偶者が遺産分割や遺贈により実際に取得した正味の遺産額が①1.6億円②法定相続分相当額の内、いずれか多い金額までは配偶者には相続税がかからないというものです。

[2] 小規模宅地等の特例

これは、相続又は遺贈により取得した財産で、その相続開始直前に被相続人等の事業の用に供されていた宅地等又は被相続人等の居住の用に供されていた宅地等のうち、一定の選択をしたもので限度面積までの部分は、相続税の課税価格を一定の割合を減じて評価できる特例です（例えば、被相続人の居住用宅地のうち一定の要件を満たすものなら240㎡までは80%減で評価）。

しかし、お金というものは良く「寂しがり屋」と言われるように、夫婦の片方だけがお金持ちなんてことは少ないものです。一次相続の被相続人の相続人たる配偶者に、特例を使えば相続税が安くなるからと無暗に財産を集めてしまうと、二次相続ではその人が被相続人となるのです。つまり、二次相続では残された配偶者が元々持っていた財産に一次相続で取得した財産が上乗せされ、今度は配偶者の税額の軽減等利用できる特例も減るので、課税価格が高くなり、結果的に通算の納税額が多くなってしまふことが十分あり得るのです。

このようなことにならないためにも、相続については長期的視点に立って、賢い納税者になりたいものです。



FX(外国為替証拠金取引)の課税方式

吉田 政浩

ここ数年、本屋さんに行くとFX（外国為替証拠金取引）に関する書籍が相当数置かれています。自分自身は投資に全く興味がないのですが、これだけの数が出ているとなると、興味をもっていらっしゃる方がかなりいらっしゃるのではないかと思います。ところでこのFXによる所得は、「取引所取引」と「店頭取引」に分かれており、確定申告においてはいずれも「雑所得」に区分され申告することになるのですが、平成23年分まではそれぞれの課税方式が異なっていました。

平成23年までは、「取引所取引」に関しては分離課税となり、一律20%（所得税15%+住民税5%）の課税とされ、また他の先物商品の損益と合算して申告でき、さらに損失が出た場合においても、その損失を3年間繰り越すことが可能でした。それに対して「店頭取引」は、総合課税のため累進税率が適用され、公的年金などの雑所得との損益通算はできるものの、おなじ雑所得でありながら「取引所取引」との損益通算はできず、損失の繰り越しもできませんでした。しかし、この平成24年分からは、「店頭取引」に関しても「取引所取引」と全く同じ課税方式に変更になりました。これにより、「店頭取引」と「取引所取引」間の損益通算や「店頭取引」に係る損失の繰り越しなども可能となりました。

そもそもこのFXについては、「取引所取引」に関してはもともと税務署に対して支払調書の提出が義務付けられていましたが、「店頭取引」にはその制度がなく、申告漏れがあるのではないかと指摘がなされていて、実際に脱税として摘発されるケースもありました。そこで、平成21年分から「店頭取引」についても取引業者に対して支払調書の提出が義務付けられるようになっていました。今回の改正は、FXに関して税務署側が投資家の所得を把握できる形が整ったということなのかもしれません。

ちなみに本題からは外れますが、平成24年分より金地金等（金地金や白金地金など）に関しても、200万円を超える譲渡に関してはその売買取扱業者に対して税務署への支払調書の提出が義務付けられています。このところ高騰している金地金ですが、保有していた金地金を平成24年中に売却した方は、申告漏れのないようご注意ください。



平成25年度税務年間カレンダー

月	項 目	期限
1月	24年11月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	1月31日
	支払調書の提出	1月31日
	固定資産税の償却資産に関する申告	1月31日
	個人の道府県民税、市民税の納付(第4期)	条例で定める日
	給与支払報告書の提出	1月31日
2月	24年12月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	2月28日
	固定資産税の納付(第4期)	条例で定める日
3月	25年1月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	4月1日
	24年分所得税の確定申告	3月15日
	23年分所得税の更正の請求	3月15日
	贈与税の申告	3月15日
	個人事業者の24年分消費税の確定申告	4月1日
4月	25年2月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	4月30日
	給与支払報告に係る給与所得者異動届出書	4月15日
	固定資産税の納付(第1期)	条例で定める日
5月	25年3月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	5月31日
	個人の道府県民税、市町村民税の特別徴収税額の通知	5月31日
	自動車税の納付	条例で定める日
	確定申告税額の延納届出による延納税額の納付	5月31日
6月	25年4月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	7月1日
	所得税の予定納税額の通知	6月17日
	個人の道府県民税、市町村民税の納付(第1期)	条例で定める日
7月	25年5月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	7月31日
	所得税の予定納税額の納付(第1期)	7月31日
	所得税の予定納税額の減額申請	7月16日
	固定資産税の納付(第2期)	条例で定める日
8月	25年6月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	9月2日
	個人事業税の納付(第1期)	条例で定める日
	個人の道府県民税、市町村民税の納付(第2期)	条例で定める日
	個人事業者の25年分の消費税地方消費税の中間申告	9月2日
9月	25年7月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	9月30日
10月	25年8月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	10月31日
	個人の道府県民税、市町村民税の納付(第3期)	条例で定める日
11月	25年9月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	12月2日
	所得税の予定納税額の納付(第2期)	12月2日
	所得税の予定納税額減額申請	11月15日
	個人事業税の納付(第2期)	条例で定める日
12月	25年10月決算法人確定申告 (法人税、消費税、事業税、住民税、事業所税)	H26年1月6日
	給与所得の年末調整	
	固定資産税の納付(第3期)	条例で定める日